

地方統計職員の研究

— 反省と今後の方向 —

行政管理庁統計基準局 上 田 涼 一

地方統計職員業務研修も、十月を終るとほぼ今年度の目標の八割方終了したことになる。このあたりで、今年実施された業務研修という具体的な枠を越えて、地方統計職員の研修そのもののあり方を考えてみるのも、あながち無駄なことではないと思う。

1. 研修の必要性和その認識

およそ如何なる職域においても、そこに働く人々の専門的な技能の増進を図る必要のあることは言うまでもない、地方統計機関に働く統計職員の人達も、その必要性を頭から否定し去る人はまずないと云えるであろう。問題は、この必要性が肌で感じられえいるかということである。人間は、その気にならない限り、訓練することは出来ない。つまり、研修を受ける前に、「研修を受けたい」という気がなければ、どのような研修も実施する価値はない。それは何の成果も生まないからである。「その気を起す」ことは、勿論受講生自身の問題であるが、人はよほど切羽つもらないと、その気が起らないものであるとくに従来の市町村における統計業務の実態からすれば一部の特殊な例を除いて、その気の起らないのが、むしろ当然といえる。統計業務は余りにも市町村の行政と無縁であり過ぎたからである。しかし、今や客観勢勢は根本的に変わりつつある。行政を担当する側の行政的知識と統計を担当する側の統計的知識が結合しなければ、地域社会の発展を有効に推進してゆくことは不可能になって来ている。この一般的傾向が統計職員に、「その気を起さ」せる潜在的な原動力であるが、この傾向を各市町村において具体的な姿に実現し、統計職員に「その気を起さ」せる直接的な要因に転化させることは、各市町村の理事者側に待つところが大きい。かくして、研修を実施する前提として、統計職員が研修の必要性を肌で感じると共に、市町村の上層部においても、研修を受けさせる必要性を肌で感じる事が先ず第一に要求されるのである。

2. 必要な研修とその性格

では地方統計職員、とくに市町村の統計職員には、どのような研修が必要であろうか、この研修も一種の職場研修にほかならないから、その目的とするところは、統計職員が、その要求される業務を果して行く上に必要な専門的技能を増進させることにあるといえよう。従つて、それはあくまでも市町村統計職員の業務に直結したものであり、その業務の中で有効に活かされてゆく性格のものでなければならぬ。このように研修の基本的性格を

規定した場合、体系的な基礎知識を与える面と、その具体的な応用を図る面とが考えられる。今年度実施された業務研修は、どちらかといえば後者の性格が強いものであつた。また、統計法第10条による統計主事の資格付与のための講習会は、前者の性格が濃いといえよう。この両面は、地方統計職員の研修には、何れも必要とされるものであり、今後は、両者を立体的に結合させた研修体系が考えられるべきである。

3. 研修の対象

研修の具体的な姿を考える場合、その対象の実態を明確に把握しておかなければならない。一概に市町村の統計職員と云つても、その置かれている環境も、経験の程度も、学歴も、能力も千差万別である。ここにとくに市町村統計職員を対象とする研修の難しさが存在する。この様に多様な面を持つ職員に対して、画一的な研修を実施することは意味がない。その意味で、各都道府県が、夫々の実状に応じた研修計画を樹てる自由が必要であり今年度もその点には一応の配慮がなされていた。しかし各都道府県の内部においては、画一的な計画を、多様な対象に押しつけることとなつた。今後は、少なくとも、統計職員の経験の程度に着目して、基礎的な知識の面とその応用の面を適宜相応させることが必要であろう。

4. 研修の方法

受講生にその気があつても、その方法が適切を欠いていれば、その気を失わもるばかりでなく、研修に対する根強い不信と反ばつを招くことになる、抽象的な講義方式のみでは、受講生の期待に応え職場に帰つてそれを生かそうとする意欲をかき立てることはできない。受講生を唯講義をきくだけの第三者的存在に終らせてはいけぬのである。受講生のうちにある問題意識及至は疑問を引出し、それを考えさせ、その解決の方向を自ら会得させなければならない。こうして、講義方式と共に、討議実習、実演などの諸方式を有効に取入れることがきわめて必要となる。また、研修のやりつ放しではなく、その結果を突らせるために、アフターサービス、つまり、事後指導が強く要求される。これらの方法が夫々持つている長所を生かし、研修の成果を充分上げるためには、優秀な研修指導者を得ることが不可欠の要件である。ここに、研修指導者の訓練が重大な意味を持つ所以がある。研修指導者の知識の向上もさることながら、今後は、以上の様な研修技術の修得にも力を入れる必要があろう。

経済の循環と国民経済計算のいみ

(その1)

＝国民経済計算とは＝

企画開発部統計課

横須賀 弘

最近国民経済計算という言葉をよく耳にしますが、これは一体どういうことを意味するのかさっぱりわからないという声をよく聞きますが、これは、現在県で推計を行なっている県民所得とも非常に密接な関連がありますので、国民経済計算とは何かということについて話しを進めてみましょう。

その前に、いま県民所得という言葉が出ましたが、県で採用している計算方法は各都道府県とも「都道府県民所得標準方式」と申しまして、国民所得と同様にほぼ国連標準方式の線に沿って行なわれております。さらに、各都道府県の状況とみえますと、北は北海道、さらに宮城県、富山県、岡山県等その他多くの都府県の間で、前述の県民経済計算を実施し、県民所得勘定とあわせ統合（この意味はあとで説明いたします）し、積極的な意欲をみせております。こういつた気運は、全国の多くの都府県がこの問題と取り組んで研究を続けているわけですが、中央でも経済企画庁において、昭和34～36年度に「国民経済計算調査委員会」を設けましたが経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭和38年法律第44号）の施行に伴い、「国民経済計算審議会」が経済企画庁長官の諮問機関として設置されたわけでありまして。ここで、少しくこの審議会の性格について触れてみますとこの審議会は、昭和40年3月31日まで経済企画庁に置かれる臨時的な付属機関で、経済企画庁長官の諮問に応じ国民所得勘定の構成、その他国民経済計算体系の改善に関する重要事項を調査、審議する機関であります。また審議会はその初会合（昭和38年5月）で、国民経済計算体系の整備の基本方針として、さしあたり昭和35年度を基準年次として、その国民所得勘定について検討しようということになったわけでした。

いま、その主な問題点をあげてみますと、

- (1) 生産面では、現行勘定体系に欠けている物的方法による生産国民所得の推計

- (2) 支出面では、現在なお不備と考えられる諸項目の充実、とくに、品目別分類の消費、産業別・資本別・種類別の投資の推計などを行なう。

などが挙げられます。この他にも、多くの審議がなされたわけでありまして、いずれにせよ、現行の国民所得がそれ等の決定事項により、昭和40年度あたりに大きく改訂されるであろうことは想像出来るわけでありまして。

以上が「国民経済計算」についての国内の概観ですがこれから論旨を本題にもとじてみましょう。

1. 国民経済計算のしくみ

(1) 国民経済計算のいみ

まず、私達の身の辺の経済活動をふりかえって考察してみせましょう。そこには、私達個人の生活をとおして 人の家計では家計簿、それから、会社や工場であれば貸借対照表とか、収支計算書、損益計算書というようなかたちで家計や企業の実態を把握しまた人にも公表されるわけです。

それと同じように、国全体の経済の動きをはかるのに国民所得の検討が行なわれております。このように一国経済の国勢といいますが、そういったものを概観するために国民所得というものが中心となっておつたわけでした。しかし、近年の経済の大きな発展と相俟つて、その様相も非常に複雑化してまいりました。こうした理由でもつと産業連関の関係とか金融連関の関係とかいうものを包摂しながら国民経済を概観しようというねらいが生れてきたわけでした。もちろん国民所得といつても生産とのつながりあるいは分配とのつながり、さらに支出がどうだとかいうようにいろいろな面があるわけでした。したがって、国民所得をそういう各面、並びに政府、個人それから企業、そういった主体制といいますが、そういうところから整理をしなければならないという

ことになつてきたわけです。と同時に単に国民所得という狭い考え方を抜け出して、もう少し産業連関というものと関係をつける。あるいは、金融とか、さらに国民資本、あるいは国富と呼ばれるような問題とも関連をつけながら考えていこうというわけで国民経済計算というものが考えられたわけでありませう。要するに、前述を要約してみますと、国民経済計算とは、国民経済の活動の構造を特定の視角から包括的に把握し、体系的に整理、記録するために考え出された種類の統計的な計算方式であるということが出来ます。このような国民経済計算の各計算方式に共通する特徴は、すべて社会会計の考え方や方式を採用しているということです。つまり、国民経済計算の基本的な考え方や方式は、企業会計の原理を国民経済について応用したもので、前述したとおり、いわば一国の国民経済を一つの巨大な企業体とみなし、その経済活動を複式簿記の方法と、勘定組織の考え方を利用し、貸借バランスの原理にもとづきながら組織的、体系的に整理して記録しようとするものです。

(2) 国民経済計算の推移と社会勘定

次に国民経済計算というものを歴史的にみた場合どのような考え方の推移があつたかについてふれてみよう。

国民経済計算という言葉は、当初は社会会計としての国民所得の計算方式、すなわち国民所得計算あるいは国民所得勘定と呼ばれるものとほぼ同義的に用いられながら、漸次その他の社会勘定（社会会計方式による計算体系）をも含むように、その包括範囲を拡大してきたわけです。いいかえれば、国民経済計算の起源は国民所得計算ないし国民所得勘定にはじまつたわけですが、それに遅れて産業連関表が発達し、さらに近年に至つて資金循環表その他の各種社会勘定が加わり、相互に直接、間接の交渉をもちながら発展してきたのに伴つて今日では国民経済計算といへば従前の狭義のものから広義のものに発展し、各種の社会勘定を有機的に組織化した総合的な計算体系をさすようになりました。

このように国民経済計算という概念は、近年いちじるしい発展をみておりますが、その計算体系を構成する主な社会勘定は次の5つからなると考えられております。

- | | | |
|--------|---|---------------------|
| 国民経済計算 | } | (1) 国民所得勘定（国民所得計算） |
| | | (2) 産業連関表（投入産出表） |
| | | (3) 資金循環表（マネーフロー表） |
| | | (4) 国民貸借対照表（国民資本勘定） |
| | | (5) 国際収支表 |

この5つの社会勘定は、それぞれ特定の視角から国民経済の活動を総合的にとらえようとするものですから、相互に密接な関連をもつております。しかしそれぞれ独自の目的と歴史的な背景をもつて、いわば別々に発展してきたものですから、それらを相互に矛盾することなく結びつく、有機的に関連づけた計算体系、つまり広義の国民経済計算として総合的に組み立てられた総合計算体系は今のところまだ完成されておられません。

そのため、国民経済計算の今後の発展の方向として、各社会勘定の統合化ということがもつとも中心的な課題となつてくるわけですが、そのような問題を考える場合には、まずそれぞれの社会勘定は一体どのようなものか、またどのようなしくみを持ち、どのような沿革をもつて発展し現在に至つているかを、それぞれについてみてみる必要があると思ひます。

そこでこの5つの社会勘定のそれぞれをとりあげて、順次話しを進めていくわけですが、それに先立ち、ここできわめて概括的な見方から、各社会勘定の対象範囲の相違の目的や役割ないし性格上の特徴をあげてみることは、国民経済計算全体としてのそれを構成する各社会勘定のしくみを理解するうえに非常に有効であると考えられます。

まず、対象範囲の相違についてまとめていいますと、国民所得勘定、および産業連関表は経済の実体面の取引を、資金循環表は経済の金融面の取引を、国民貸借対照表は有形資産および金融資産のあり高を主として、また国際収支表はもつぱら対外取引の面をとらえて記録するもので、それぞれ対象の範囲に対する力点を異にしております。

次に、これらの諸勘定の目的、役割ないし性格上の特徴について企業会計の財務諸表になぞられてみますと、

- (1) 国民所得勘定……………国民経済の損益計算書
- (2) 産業連関表……………原単位計算書
- (3) 資金循環表……………資金運用表
- (4) 国民貸借対照表………貸借対照表
- (5) 国際収支表……………対外取引表

にほぼ該当するといへましよう。

次稿は「国民所得勘定」の予定